

## 災害割増保険金等に規定する「感染症」の範囲拡大について

新型コロナウイルス感染症に罹患された皆さま、また関係者の皆さまに、心からお見舞い申し上げますとともに、罹患された皆さまの一日も早いご快復を心からお祈り申し上げます。

第一生命保険株式会社(社長:稲垣 精二、以下「当社」)は、4月16日付ニュースリリース「新型コロナウイルス感染症」に関連した対応についてにおいて、災害割増保険金等に規定する「感染症」の範囲を拡大し、「新型コロナウイルス感染症」を直接の原因として、死亡および高度障害状態になった場合に、災害割増保険金等をお支払いする旨を公表しました([https://www.dai-ichi-life.co.jp/company/news/pdf/2020\\_007.pdf](https://www.dai-ichi-life.co.jp/company/news/pdf/2020_007.pdf))。

今般、災害割増保険金等に規定する「感染症」の範囲について、以下の通り改訂いたします。

### 【災害割増保険金等に規定する「感染症」の範囲拡大について】

#### 1. 対応内容

##### (1) 支払事由の改訂

「新型コロナウイルス感染症(U07.1 COVID-19<sup>※</sup>)」を直接の原因として、死亡または高度障害状態になった場合、「2. 対象となる保険種類」の商品において、災害割増保険金等をお支払いします。

##### (2) 特別条件規定の改訂

「新型コロナウイルス感染症(U07.1 COVID-19<sup>※</sup>)」を直接の原因として、支払事由に該当された場合、特別条件を付けた場合の特則および特別条件付保険特約について、特別条件(保険金額削減支払法・特定部位・指定疾病不担保法等)を適用せず、保険金・給付金等をお支払いします。

※世界保健機関「疾病及び関連保健問題の国際統計分類第10回改訂(ICD-10)2019年版」における分類コード

#### 2. 対象となる保険種類

- |                            |  |
|----------------------------|--|
| (1) 災害割増特約D                | (19) 5年ごと配当付個人年金保険                       |
| (2) 無配当災害割増特約              | (20) 5年ごと利差配当付個人年金保険                     |
| (3) 災害割増特約(S58)            | (21) 予定利率変動型無配当個人年金保険                    |
| (4) 災害割増特約(S51)            | (22) 終身年金保険「長寿年金」                        |
| (5) 災害保障特約(新種)             | (23) 引当機能付災害2割加算型変額年金保険(H16)             |
| (6) 家族災害保障特約(新種)           | (24) 引当機能付災害6割加算型変額年金保険                  |
| (7) 傷害特約D                  | (25) 引当機能付災害4割加算型変額年金保険                  |
| (8) 無配当傷害特約                | (26) 引当機能付災害2割加算型変額年金保険                  |
| (9) 傷害特約D(5年ごと配当付こども学資保険用) | (27) 災害5割加算型変額年金保険                       |
| (10) こども学資保険傷害特約(H7)       | (28) 災害3割加算型変額年金保険                       |
| (11) 傷害特約(S58)             | (29) 災害1割加算型変額年金保険                       |
| (12) 傷害特約(S51)             | (30) 変額個人年金保険                            |
| (13) 家族傷害特約(S51)           | (31) 変額年金積立金増額特約(一般勘定運用型)                |
| (14) 新・特別終生安泰保険            | (32) 変額年金用終身積立保険移行特約(一般勘定運用型)            |
| (15) 特別終生安泰保険(S56)         | (33) 一般勘定運用型変額年金積立金増額特約                  |
| (16) 特別終生安泰保険              | (34) 保険金額削減支払法または特定部位・指定疾病不担保法が適用されている契約 |
| (17) 特別保障割増保険(S56)         |  |
| (18) 特別保障割増保険              |  |

※勤労者財産形成貯蓄積立保険等の財形保険については、上記商品に準じて、お取扱いを予定。

### 3. 保険料

今回の改訂による保険料の変更はありません。

### 4. 適用時期

2020年2月1日以降に発生した支払事由について適用します。

(注)「新型コロナウイルス感染症」について、政令において指定感染症の対象外になり、かつ、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(「感染症法」)の1類感染症、2類感染症または3類感染症に指定されていない場合は、上記お取扱いを終了します。

以下の附則第1条の保険にご加入、または特約を付加（中途付加を含みます）されているお客さまについて、下記のとおり「感染症」の範囲拡大に関する附則を適用します。

附則（2020年5月8日）

第1条（適用対象）

この附則は、つぎの主契約および特約に適用します。

- |                             |                               |
|-----------------------------|-------------------------------|
| (1) 変額個人年金保険                | (10) 5年ごと配当付個人年金保険            |
| (2) 引出機能付災害6割加算型変額年金保険      | (11) 災害割増特約（S58）              |
| (3) 引出機能付災害4割加算型変額年金保険      | (12) 傷害特約（S58）                |
| (4) 引出機能付災害2割加算型変額年金保険      | (13) こども学資保険傷害特約（H7）          |
| (5) 災害5割加算型変額年金保険           | (14) 災害割増特約D                  |
| (6) 災害3割加算型変額年金保険           | (15) 傷害特約D                    |
| (7) 災害1割加算型変額年金保険           | (16) 傷害特約D（5年ごと配当付こども学資保険用）   |
| (8) 引出機能付災害2割加算型変額年金保険（H16） | (17) 変額年金積立金増額特約（一般勘定運用型）     |
| (9) 予定利率変動型無配当個人年金保険        | (18) 変額年金用終身積立保険移行特約（一般勘定運用型） |

第2条（災害割増保険金等の支払事由における対象となる感染症）

第1条（適用対象）に定める主契約の普通保険約款および特約の特約条項について、災害死亡給付金、災害死亡保険金、災害保険金または災害割増保険金（以下「災害割増保険金等」といいます。）の支払事由において、対象となる感染症を規定している別表の規定を附則別表1の規定に読み替えます。

附則別表1 対象となる感染症

1. 対象となる感染症とは、平成27年2月13日総務省告示第35号にもとづく厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害及び死因の統計分類提要ICD-10（2013年版）準拠」に記載された分類項目中、次表の基本分類コードに規定される内容によるものをいいます。

分類項目	基本分類コード
○コレラ	A00
○腸チフス	A01.0
○パラチフスA	A01.1
○細菌性赤痢	A03
○腸管出血性大腸菌感染症	A04.3
○ペスト	A20
○ジフテリア	A36
○急性灰白髄炎<ポリオ>	A80
○ラッサ熱	A96.2
○クリミヤ・コンゴ出血熱	A98.0
○マールブルグウイルス病	A98.3
○エボラウイルス病	A98.4
○痘瘡	B03
○重症急性呼吸器症候群 [SARS] (病原体がコロナウイルス属SARSコロナウイルスであるものに限りません。)	U04

2. 新型コロナウイルス感染症（世界保健機関「疾病及び関連保健問題の国際統計分類第10回改訂（ICD-10）2019年版」におけるコードU07.1（COVID-19）をいいます。以下同じ。）について、つぎのいずれかに該当するときは上記の「対象となる感染症」に含めます。なお、つぎのいずれにも該当しなくなった場合には、その日以後、新型コロナウイルス感染症は「対象となる感染症」に含まれません。

- (1) 「新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令」（令和2年1月28日政令第11号）第1条に定める新型コロナウイルス感染症が、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（以下「感染症法」といいます。）第6条第8項の指定感染症に定められていること
- (2) (1)の新型コロナウイルス感染症が、感染症法第6条第2項から第4項までに規定する1類感染症、2類感染症または3類感染症に定められていること

3. 新型コロナウイルス感染症が全国的かつ急速に蔓延したことによって、新型コロナウイルス感染症を直接の原因として死亡または高度障害状態に該当した被保険者の数の増加が、当会社の健全性に著しい影響を及ぼすと認めるときは、当会社は、その影響の程度に応じ、新型コロナウイルス感染症による災害割増保険金等を削減して支払うか、または支払わないことがあります。

4. 上記3.において削減して支払う金額は、第1条(1)から(8)まで、および(17)の主契約または特約については死亡給付金の額を、第1条(9)および(10)の主契約については責任準備金額を、第1条(18)の特約については被保険者が死亡した時の積立金額をそれぞれ下回りません。

以下の附則第1条の保険にご加入、または特約を付加（中途付加を含みます）されているお客さまについて、下記のとおり「感染症」の範囲拡大に関する附則を適用します。

附則（2020年5月8日）

第1条（適用対象）

この附則は、つぎの主契約および特約に適用します。

- |                                   |                                |
|-----------------------------------|--------------------------------|
| (1) 終身保険（2018）                    | (25) 特別条件付保険特約（無配当定期医療保険）      |
| (2) 定期保険（無解約返還金）（2018）            | (26) 5年ごと配当付養老保険特約             |
| (3) 通減定期保険（無解約返還金）（2018）          | (27) 5年ごと配当付定期保険特約             |
| (4) 養老保険（2018）                    | (28) 5年ごと配当付終身保険特約             |
| (5) 生存給付金付定期保険（2018）              | (29) 5年ごと配当付通減定期保険特約           |
| (6) 特定状態定期保険（無解約返還金）（2018）        | (30) 5年ごと配当付特定疾病保障定期保険特約       |
| (7) 特定状態充実保障定期保険（無解約返還金）（2018）    | (31) 5年ごと配当付特定疾病保障終身保険特約       |
| (8) 特定状態収入保障保険（無解約返還金）（2018）      | (32) 5年ごと配当付年金払定期保険特約          |
| (9) 特定疾病定期保険（無解約返還金）（2018）        | (33) 5年ごと配当付特定状態収入保障特約         |
| (10) 特定疾病充実保障定期保険（無解約返還金）（2018）   | (34) 5年ごと配当付遺族収入保障特約           |
| (11) 定期保険（2018）                   | (35) 5年ごと配当付指定・特定疾病診断保障付死亡保障特約 |
| (12) 通増定期保険（2018）                 | (36) 5年ごと配当付特定状態充実保障付死亡保障特約    |
| (13) 総合医療保険（無解約返還金）（2018）         | (37) 5年ごと配当付特定状態保障定期保険特約       |
| (14) 先進医療保険（無解約返還金）（2018）         | (38) 5年ごと利差配当付定期保険特約           |
| (15) 女性特定治療保険（無解約返還金）（2018）       | (39) 5年ごと利差配当付特定疾病保障定期保険特約     |
| (16) 就業不能保険（無解約返還金）（2019）         | (40) 5年ごと利差配当付年金払介護保障定期保険特約    |
| (17) 特別条件付保険特約（5年ごと配当付終身保険）       | (41) 5年ごと利差配当付特定状態収入保障特約       |
| (18) 特別条件付保険特約（5年ごと配当付定期保険）       | (42) 特定疾病保障定期保険特約              |
| (19) 特別条件付保険特約（5年ごと配当付養老保険）       | (43) 障害保障特約                    |
| (20) 特別条件付保険特約（5年ごと配当付特定疾病保障定期保険） | (44) 無配当先進医療特約                 |
| (21) 特別条件付保険特約（5年ごと配当付特定疾病保障終身保険） | (45) 無配当女性特定治療特約（2015）         |
| (22) 特別条件付保険特約（5年ごと配当付生存給付金付定期保険） | (46) 入院一時給付特約D                 |
| (23) 特別条件付保険特約（5年ごと配当付通増定期保険）     | (47) 新総合医療特約D（H22）             |
| (24) 特別条件付保険特約（無配当終身医療保険）         |                                |

第2条（特別条件を付けた場合の特則および特別条件付保険特約に規定されている対象となる感染症）

第1条（適用対象）に定める主契約の普通保険約款および特約の特約条項において、対象となる感染症を規定している別表の規定を附則別表1の規定に読み替えます。

附則別表1 対象となる感染症

1. 対象となる感染症とは、平成27年2月13日総務省告示第35号にもとづく厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害及び死因の統計分類提要 ICD-10（2013年版）準拠」に記載された分類項目中、次表の基本分類コードに規定される内容によるものをいいます。

分類項目	基本分類コード
○コレラ	A00
○腸チフス	A01.0
○パラチフスA	A01.1
○細菌性赤痢	A03
○腸管出血性大腸菌感染症	A04.3
○ペスト	A20
○ジフテリア	A36
○急性灰白髄炎<ポリオ>	A80
○ラッサ熱	A96.2
○クリミア・コンゴ出血熱	A98.0
○マールブルグウイルス病	A98.3
○エボラウイルス病	A98.4
○痘瘡	B03
○重症急性呼吸器症候群 [SARS] (病原体がコロナウイルス属SARSコロナウイルスであるものに限りませす。)	U04

2. 新型コロナウイルス感染症（世界保健機関「疾病及び関連保健問題の国際統計分類第10回改訂（ICD-10）2019年版」におけるコードU07.1（COVID-19）をいいます。以下同じ。）について、つぎのいずれかに該当するときは上記の「対

象となる感染症」に含めます。なお、つぎのいずれにも該当しなくなった場合には、その日以後、新型コロナウイルス感染症は「対象となる感染症」に含まれません。

- (1) 「新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令」(令和2年1月28日政令第11号)第1条に定める新型コロナウイルス感染症が、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(以下「感染症法」といいます。)第6条第8項の指定感染症に定められていること
- (2) (1)の新型コロナウイルス感染症が、感染症法第6条第2項から第4項までに規定する1類感染症、2類感染症または3類感染症に定められていること

以 上